

一宮市監査委員 長谷川 伸 二
一宮市監査委員 丹 羽 達
一宮市監査委員 平 松 邦 江
一宮市監査委員 横 井 忠 史

建設部（スマートインターチェンジ整備事業）の定期監査及び行政監査
結果報告について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、2026年4月の事業推進体制の見直しに伴いまちづくり部都市計画課から建設部道路課に移管されたスマートインターチェンジ整備事業の監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表します。

建設部の定期監査及び行政監査結果報告

地方自治法第199条第1項及び第4項による定期監査並びに同条第2項による行政監査として、建設部の監査を一宮市監査委員監査基準に準拠して実施した。その概要及び結果は次のとおりである。

第1 監査の概要

1 監査の対象

建設部（スマートインターチェンジ整備事業）の財務事務及び経営に係る事業の管理並びに行政事務全般

（監査の範囲は、主に2025年4月1日から2026年2月28日まで。ただし、必要に応じて過年度の書類や調査日時点の書類も調査対象とした。）

2 監査の主な着眼点

監査の対象に係るリスクを識別し、その内容及び程度を検討したうえで、監査の対象事務が法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われているか、またそれらを確保するために内部統制が適切に整備され、有効に機能しているかに主眼を置き、次の監査項目について監査を実施した。

（1）共通項目

- ア 予算の執行に関する事務は適切か。
- イ 収入に関する事務は適切か。
- ウ 支出に関する事務は適切か。
- エ 契約に関する事務は適切か。
- オ 財産管理に関する事務は適切か。
- カ 現金等の出納保管に関する事務は適切か。
- キ 行政運営の各事務は適切か。

（2）重点項目

内部統制の整備及び運用の状況について

3 監査の主な実施内容

あらかじめ監査対象課に提出を求めた所定の資料を基に、主に次の方法により監査を行った。

(1) 書類の審査

関係書類・諸帳簿等の提出を求め、閲覧、照合等を行った。

(2) 説明の聴取

建設部長、管理担当部長、建設部次長、担当課長等関係職員から説明を聴取した。

(3) 実地調査

必要な事項について実査等を行った。

4 監査の実施場所及び日程

	実施場所	日程
監査事務局による 事前調査	監査事務局	2026年3月30日 ～同年5月14日
監査事務局による 実地調査	道路課	2026年4月6日
監査委員による 本監査	本庁舎903会議室	2026年5月22日

第2 監査の結果

以上のとおり監査した結果、監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることが認められた。

以上